

〈特記事項〉

(1) 募集等

- ・現在、公募は町内業者を対象としているが、公の施設が効果的、効用が最大限に発揮され、住民福祉の増進が図られるよう名寄地区等の町外業者を対象とするなど、効果が期待できるよう検討していただきたい。
- ・現在、指定管理者の選定について、公募によらない選定が数件見られる。事業効果が相当程度期待できると思慮するときと限定されており、競争することが適当と考える。
- ・施設の性格から公の施設として管理することが適当とは考えられない施設が見られる。公共施設と公の施設の違いを確認し、処理を検討していただきたい。

(2) 事業報告等

- ・施設は町民の財産である。事業報告書には、年度内に実施した修繕内容や不具合の発生状況を記載するとともに、年度更新時には備品等が適正に管理されているか、現場での確認を徹底していただきたい。また、所管課は施設へ足を運び、指定管理者と密な意思疎通を図るなど、適切な管理運営に向けた指導・監督体制を強化していただきたい。
- ・剰余金の取り扱いについては、例規等で詳細な規定はないが、物価高騰等経費の動きが大きいため、指定管理期間内での調整が必要と考える。
- ・五味温泉は昨年の定期監査でも実施し、スピード感をもった改革を期待する旨報告したが、町民が気になる状況については、なるべく早く公表するよう期待する。